

和 (なごみ)合同事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-7 2F
Tel 03-3431-2381 Fax 03-3431-2386

パグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

April, 2006

なごみ便り

www.101dog.co.jp

次世代認定マークを取得しませんか

次世代認定マークとは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された「次世代育成支援対策推進法」が、昨年4月1日より全面施行されました。この法律に基づき、301人以上の労働者を常時雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務づけられました。(300人以下の場合は努力規定です。)

事業主は、行動計画に定めた目標を達成したことなど一定の要件を満たした場合に、申請を行うことにより都道府県労働局長の認定を受けることができ、認定された事業主は、その旨を示す表示(マーク)を広告・商品・求人広告などにつけることができます。



メリット

- 次世代育成支援対策に取り組んでいる企業であることが周知され、企業のイメージアップ、労働者のモラルアップにより、生産性の向上、優秀な労働者の定着などが期待されます。
- マークを求人広告や求人票に記載することにより、優秀な人材の確保が期待されます。

中小企業子育て支援助成金

「一般事業主行動計画」を策定し届け出た従業員100人以下の中小企業で、育児休業取得者や短時間勤務制度の適用者がはじめて出た場合に1人目には100万円、2人目には60万円が支給されます。

【支給要件】

「一般事業主行動計画」を策定し届け出た従業員100人以下の中小企業で、以下の～のいずれかの措置を講じること。

子の出生後6ヶ月以上育児休業を取得し、職場復帰後6ヶ月以上継続して常時雇用されていること。
短時間勤務制度(3歳未満に適用)を就業規則に明確に規定するとともに、その労働者が6ヶ月以上短時間勤務の制度を利用したこと。

育児サービスに係わる現物給付または従業員の負担軽減の補助措置を実施し、子が3歳になるまでの間に補助措置等の総額が100万円を超えること。

(注) 支給要件は変更になる場合があります。

人材採用の選考で迷ったことはありませんか？

景気回復による人手不足感の強まりや今後の団塊の世代の大量退職をにらみ、積極的な採用活動を行う企業が増えています。御社でも採用を考えているのではないのでしょうか？その際、コンピテンシー採用テストを活用することにより、御社に適した優秀な人材を採用することが可能となります。

コンピテンシーとは

「仕事ができる人の行動特性」のことです。

高い業績を上げている社員が成果を上げるために、どのような行動をとっているかを具体的に顕在化させ、他の社員に適用することにより組織全体の業績を高めるものです。

また、高い業績を上げている社員と同じコンピテンシーを持つ者を採用することにより、御社に適した優秀な人材を得ることができるようになります。

採用テスト

- 新卒・中途採用者の採用テストを行うことができます。
- 75のコンピテンシーの中から必要なスキルのみを選択し、行うことが可能ですので、御社にとって必要な人材のスキルをすることができます。
- 職種ごとに必要とするコンピテンシーを選んでテストを行うことができます。



採用テスト以外のコンピテンシー活用法

採用テスト以外にコンピテンシーは次のように活用することができます。

個人スキル測定	行動基準の作成	評価基準の作成	組織診断
定期的を実施し、個人の適正と成長に見合った適材適所の人員配置を行います。また、優秀者とのギャップを把握して、個人の改善目標を具体的に示します。	経営者が社員に求めるコンピテンシーを明確にし、それに基づいて優秀者の行動ノウハウを集積、具体的な指導を行うことで、全社員の行動の質を高め、企業の業績を向上させます。	「できている」「できていない」と明確に評価できる能力評価基準を作成し、納得のゆく人事考課を行うことができます。	組織内全てのコンピテンシーを足し上げ、これにより組織としての強み・弱みの部分を即座に判断することが可能です。

ご興味のある方は、当事務所職員までお気軽にお問い合わせください。

【文書担当：諸角】

～ 経営者の皆様へ～

毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」、「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願い致します。(06-6944-4117 まで)